

大阪府立吹田支援学校 学校いじめ防止基本方針

大阪府立吹田支援学校

平成30年7月12日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「児童・生徒一人ひとりが、よりよくかつ意味深く生きていく力を育てる。」を教育目標としており、また教育方針のひとつとして「個を大切にする学校」というテーマを掲げ、人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、すべての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

組織を置くことで、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となります。また、より実効的ないじめの問題の解決を図るために福祉人材活用事業の臨床心理士等の活用も検討する。

(1) 名称

「いじめ防止対策検討委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、事務長、首席、指導教諭、支援研究部、学部主事、生徒指導主事
各学部代表（必要に応じて指導部等を構成員に加える）

(3) 役割

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

吹田支援学校 いじめ防止年間計画				
	小学部	中学部	高等部	学校全体
4 月	学校いじめ防止基本方針の内容を、保護者へ周知 個別の教育支援計画によって把握された児童状況の集約	学校いじめ防止基本方針の内容を、保護者へ周知 個別の教育支援計画によって把握された生徒状況の集約	学校いじめ防止基本方針の内容を、保護者へ周知 個別の教育支援計画によって把握された生徒状況の集約	第1回 人権問題対応委員会（年間計画の確認） 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 アンケート回収
5 月	家庭訪問（家庭での様子の把握） アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 4・5 年宿泊学習（コミュニケーション能力の育成）	家庭訪問（家庭での様子の把握） アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 遠足 修学旅行	家庭訪問（家庭での様子の把握） 遠足 アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	
6 月	運動会	運動会	運動会	
7 月	期末懇談（家庭での様子の把握）	期末懇談（家庭での様子の把握）	体験実習（社会性の育成） 施設見学 進路相談 職業相談 期末懇談（家庭での様子の把握）	
8 月				校内人権研修（人権に関する研修） 校内研修（新学習指導要領について） 悉皆の人権研修①
9 月	学校間交流 いじめアンケート実施	学校間交流 いじめアンケート実施	学校間交流 2年宿泊学習（コミュニケーション能力の育成） 修学旅行	アンケート回収 （上半期のいじめ状況調査・状況報告と取組みの検証）
10 月	遠足 修学旅行	1 年宿泊学習（コミュニケーション能力の育成） 2 年宿泊学習（コミュニケーション能力の育成）	いじめアンケート実施	
11 月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 学習発表会	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 学習発表会	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施 学習発表会	
12 月	期末懇談（家庭での様子の把握）	期末懇談（家庭での様子の把握）	期末懇談（家庭での様子の把握）	
1 月				悉皆の人権研修② 公開授業と教材展示会（仮）（授業力向上・わかる授業づくり）
2 月				
3 月	年度末懇談（家庭での様子の把握）	遠足 年度末懇談（家庭での様子の把握）	遠足 年度末懇談（卒業後に向けて）	第2回委員会（年間の取組みの検証）

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

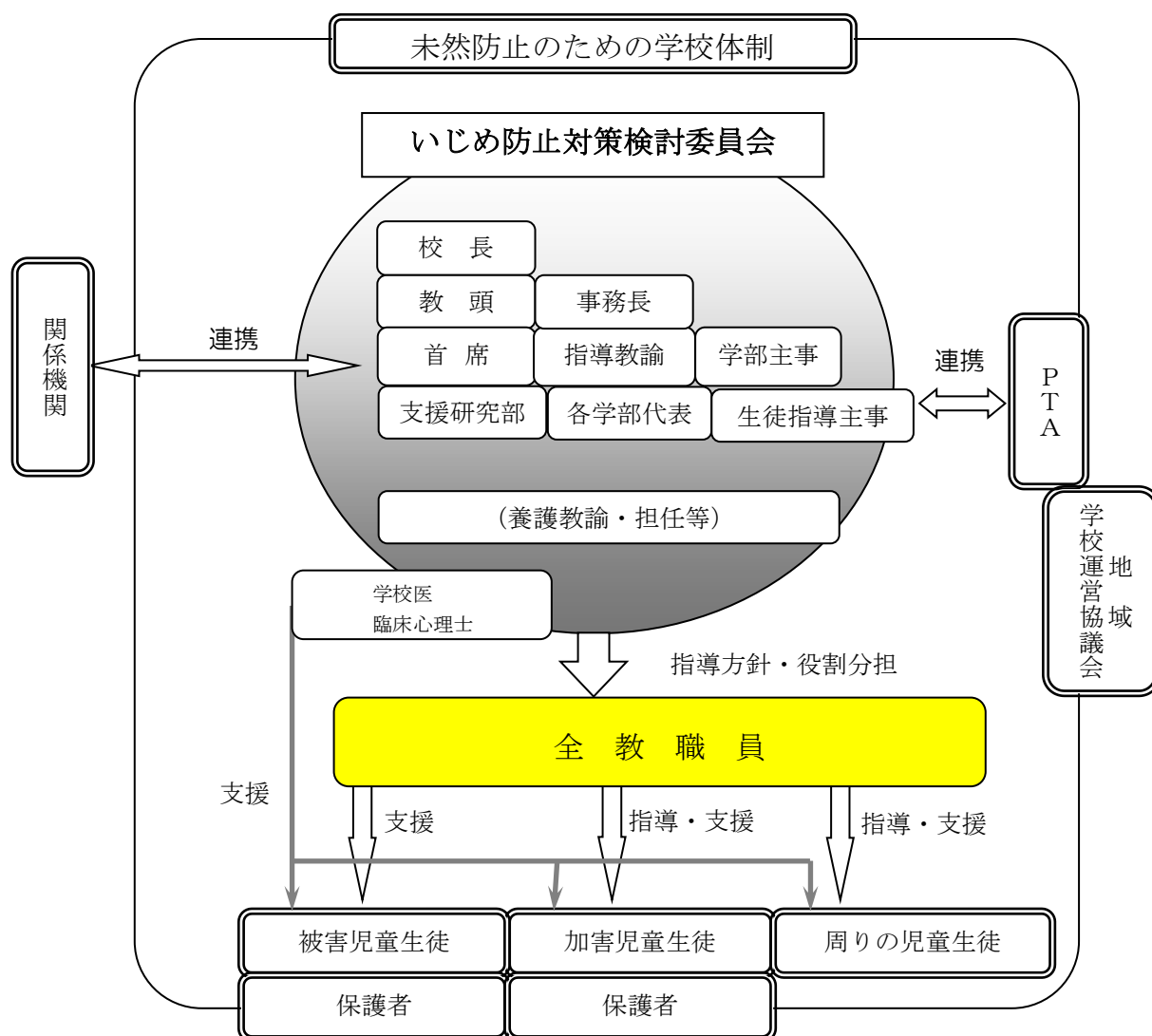
いじめ防止等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、いじめ防止対策検討委員会を、（各学期の終わりに、など）年2回、開催し、取組が計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



2 いじめの防止のための措置

(1) いじめについての共通理解

平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対していじめの問題に関する校内研修や職員会議等を通じて、いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、指導上の留意点等について教職員間の人権意識の向上を図ること。児童生徒に対しては、学級活動や各集会等において校長や教職員が、仲間を思いやり尊重する指導を行うとともに、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気、学校全体に醸成していくこと。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、学校教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動や体験学習等の取組により児童生徒の社会性を育むとともに、さまざまに生活体験や社会体験の機会を設定し、他者理解と自己理解の育成を支援し、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てること。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめが生まれる背景には、児童生徒同士や教職員との人間関係上のストレス、また授業や学習活動に対するストレス等が関わっていることを踏まえ、指導上の注意を考えていく必要がある。わかりやすい授業づくりを進めるために、支援研究部の年間計画に沿った研修及び研究授業を行い、支援学校における授業の「計画、実行、評価、改善」について、教職員がお互いに授業力向上に努めること。また、学級や学年の児童生徒の状況や課題を、個別の教育支援計画等を検討し、児童生徒の障がいの特性に十分に配慮しながら把握して、児童生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めること。さらに、ストレスに適切に対処できる力を育むために、運動や読書等で発散したり、教職員が身近な安心できる存在であるような関係性を育んだり、安心して安全な学校づくりに努めること。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む

いじめにつながりやすい感情を生起させないために、全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、係り活動や役割分担等、教育活動全体を通じて、児童生徒一人ひとりが「自分は他者の役に立っている」と感じることでできる機会を全ての児童生徒に提供し、褒められる経験を増やし、児童生徒の自己有用感が高められるよう努める。その際には、連絡帳等を通じて保護者とも緊密に連携し、家庭と学校での相互補完と相乗効果の中で、自己肯定感を育むように努める。また、校外学習や交流等においても、自己有用感や自己肯定感の望ましい獲得を念頭に、社会性の育成やコミュニケーション力の向上をはかるよう計画実施すること。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝え、訴えることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

そこで、日ごろから児童生徒の状況をよく観察し、登校時から下校時までの児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないことが必要である。また、保護者からの連絡帳の情報にも注視し、状況によっては電話で確認する等、情報収集に努めなければならない。

また、サインを感知した教職員は、自分だけの判断で解釈して取り込まず、積極的に教職員間で児童生徒の情報交換を行う中で情報を共有し、組織として対応する必要がある。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、学校は定期的なアンケートや教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童生徒が日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気を生み出す。
- (2) 保護者と連携して児童生徒を見守るため、毎日の連絡帳における保護者との情報交換等を通じて早期発見に努め、児童生徒の健やかな成長を支援する。
- (3) 児童生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、「安全で安心な学校生活を過ごすために」アンケートを定期的実施するとともに、管理職や支援研究部スタッフによる教育相談を常時受付対応可能な状態とする。
- (4) 「教育相談のお知らせ」やアンケートに関する文書を保護者に配布し、相談体制を広く周知する。
- (5) 職員会議等において、教職員に人権意識に対する注意喚起を行うとともに、いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、教職員の資質向上をはかる。また、いじめ防止対策検討委員会において、システムが適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (6) 教育相談等で得た児童生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、本校児童生徒個人情報管理規定に則り、細心の注意を払う。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めるよう指導するとともに、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は事象を発見した場合に一人で抱え込まず、速やかに学年主任や学部主事等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策検討委員会）と情報を共有する。速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接面会して、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた児童生徒の別室指導などにより、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、人権問題対応委員会で検討の上、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携して対応する。状況に応じて、校医やスクールカウンセラー等の協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員及び保護者が連携し、必要に応じて校医やスクールカウンセラー等の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、校医やスクールカウンセラー等とも連携する。

運動会や学習発表会、宿泊学習や校外学習等は、児童生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止対策検討委員会において対応を協議し、関係児童生徒からの聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童生徒の意向を尊重するとともに、当該児童生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。

7 いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。(相当の期間：少なくとも3か月を目安)

- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

第5章 その他

- 1 この方針は、平成26年1月30日より施行する。
- 2 平成26年3月10日 一部改訂。
- 3 平成27年5月26日 一部改訂。
- 4 平成30年7月12日 一部改訂。